

【今回の協定等の変更のポイント】

①スマートＩＣの本格導入に伴う変更

- ・ スマートＩＣについては、これまで社会実験を行っていたところであるが、１８箇所について、本日付けで連結許可を行い、１０月１日より本格導入することとなったことを踏まえ、スマートＩＣを料金表に追記するなどの変更を行うものである。

②料金徴収施設等の減価償却費の算定方法の確定に伴う変更

- ・ 料金徴収施設等（料金収受機械システム、ＥＴＣシステム）の耐用年数の短縮承認の結果を踏まえ、貸付料の変更を協定等に反映するものである。